

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する 基本的な指針の概要および策定スケジュール

1 概要

県では、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成 28 年 3 月施行）」に基づき、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針（期間：平成 29 年度～令和 3 年度）」を策定し、施策の推進に取り組んできたところ。基本的な指針では、条例第 3 条に基づき、以下のとおり基本的な方向を定めている。

- ・近江の地場産品の需要の拡大
- ・近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
- ・社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進
- ・担い手となる人材確保・育成・資質の向上および優れた技術等の継承の推進

今年度末で現行の基本的な指針の期間が終了することから、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間を対象とする次期指針を策定する。

策定にあたっては、関係事業者へのヒアリング調査等により実態を把握するとともに、関係者からなる「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会」（以下「協議会」）の意見も踏まえる。

2 策定のポイント

- 近江の地場産品の需要拡大のための、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等
 - ・SDGs 等の社会的課題の解決を意識した取組への支援
- 新商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進
 - ・観光産業と連携した取組への支援
- 担い手となる人材の確保、育成、資質向上に対する支援、優れた技術等の継承の推進等
 - ・地場産業事業者等の事業承継に向けた取組への支援
- 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるための、普及啓発、多様な学習機会の提供等
 - ・地場産業等の関係人口創出を意識した取組への支援

3 策定に向けたスケジュール

令和3年6月～10月	ヒアリング等の実施
9月1日	第一回 協議会（基本指針の策定について）
11月10日	厚生・産業常任委員会（基本指針（骨子案）について）
11月26日	第二回 協議会（基本指針（原案）について）
12月14日	厚生・産業常任委員会（基本指針（原案）について）
12月下旬	県民政策コメント（1か月間）
令和4年2月	第三回 協議会（基本指針（案）について）
3月	厚生・産業常任委員会（基本指針（案）について）
3月	基本指針策定・公表